

新型コロナウイルス感染症対策資料（R21211 版）

静岡県教育委員会【静岡県幼児教育センター】

最新の医学的・疫学的情報や地域の感染状況等に応じて、
内容を確認の上、加除修正をしながら御活用ください。

資料1

「新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」 ①管理職用・②職員用

〔新型コロナウイルス感染症に対する職員の共通理解を図るためのチェックリストです。必要に応じて補足資料を添付するとよいでしょう。〕

資料2

「新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（参考）」

〔園児や職員、その同居家族が感染した場合における対応（臨時休業や出席停止等）について、まとめています。職員の勤務の扱いについては、市町の状況に応じて修正してください。〕

資料3

「感染症に係る連絡依頼通知の例文」

〔陽性確認や、濃厚接触者の特定、PCR検査の受検等の場合において、園への連絡を求める通知です。保護者に対して、人権への配慮について理解を促しています。〕

資料4

「保護者通知メール等の例文」

〔園内で感染者が発生した場合の通知の例文です。〕

資料5

「園に新型コロナウイルス感染者が出たときの園の行動指針」

〔園として必要な対応について、時系列で示してあります。出席停止や臨時休業の期間等については、資料2を参照してください。〕

資料6

「園児又は職員の感染が判明した場合の関係機関との連携図」

〔資料5と併用することで、それぞれの役割について理解しやすくなります。〕

- ※参考資料 ・「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」(R2. 8. 17) 厚生労働省（資料1）
 ・「新型コロナウイルス感染症に対応した教育活動の再開等における保健管理等の充実についての一部改正について（R2. 6. 23）静岡県教育委員会健康体育課（資料2）
 ・菊川市子ども政策課作成資料（資料3）
 ・富士市教育委員会作成資料（資料4, 5）
 ・島田市学校教育課作成資料（資料6）

※資料作成協力 : 焼津市保育・幼稚園課、袋井市すこやか子ども課、菊川市子ども政策課
 (R2 訪問実績) 掛川市子ども希望課、伊豆市子ども課、牧之原市学校教育課、湖西市幼児教育課
 伊豆の国市幼児教育課、藤枝市児童課、島田市保育支援課

新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト（管理職用）

項 目		確認
I 園における新型コロナウイルス感染症対策について		
(1) 感染症対策への構え		
1	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組むことの重要性を職員に伝えている	はい・いいえ
2	職員会議等において、実現可能な対策を議論し、随時見直しもしている	はい・いいえ
3	市・園としての取組やルールについて全職員で共通理解し、遵守するよう指導している	はい・いいえ
4	職場以外でも職員が感染予防の行動（マスクの着用や換気、人との間隔をとる等、3つの密を回避する）をとることを指導している	はい・いいえ
5	職員が新型コロナウイルスに陽性であると判明しても、解雇その他の不利益な扱いを受けないこと及び差別的な扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている	はい・いいえ
6	職員のメンタルヘルスに留意し、相談体制の充実に努めるとともに公立学校共済組合等による相談事業等について周知している	はい・いいえ
7	感染源が業務に内在していることが明らかな場合は、労災保険給付の対象となることを理解している	はい・いいえ
(2) 基本的な感染症対策		
8	風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている	はい・いいえ
9	新型コロナウイルスに感染またはその疑いがあるとの報告を受け付ける園内の担当者を決め、周知している	はい・いいえ
10	新型コロナウイルス感染等に関する情報を取り扱う担当者の取り扱い範囲（どんな情報をどの程度確認するか）とプライバシー保護のルールを決め、周知している	はい・いいえ
11	どうしても共用しなくてはならない物品・機器等（電話・パソコン・デスク等）の使用の際は、使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している	はい・いいえ
12	基礎疾患を有するなどの重症化リスク因子（高齢者・糖尿病・心不全・呼吸器疾患・透析を受けている人・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人）を持つ職員及び妊娠している職員に対しては、本人の申し出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮を行っている	はい・いいえ
(3) 必要な情報の収集と周知		
13	国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学会等のHP等を通じて最新の情報を収集したり、市町担当課や近隣園から必要な情報を得たりしている	はい・いいえ
14	新型コロナウイルス感染症についての相談の目安と、濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる最寄りの「保健所」「帰国者・接触者相談センター」の所在地や電話番号等を確認している	はい・いいえ
15	静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部による警戒レベルの更新について毎週確認し、職員に周知している	はい・いいえ
(4) 家庭等との連携		
16	園における感染症対策の方針について保護者に通知し、理解と協力を得られるように努めている	はい・いいえ
17	園における具体的な感染症対策について積極的に保護者に広報し、保護者の不安感を軽減するように努めている	はい・いいえ
18	来園者に対しては検温、マスク着用、手指消毒を行うことや、来園者名簿に入退出時刻の記入をお願いすることについて周知している	はい・いいえ

Ⅱ 教職員の感染症対策について		
19	①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす活動を行わないようにしている	はい・いいえ
20	1時間に2回程度、窓を全開している	はい・いいえ
21	対面での会議や研修を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人との間隔をできるだけ（最低1m）空け、可能な限り真正面を避けるようにしている	はい・いいえ
22	同僚や保護者と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている	はい・いいえ
23	どうしても1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている	はい・いいえ
24	職員室・休憩スペース等において共有する物品（テーブル、いす、自販機ボタン等）は、定期的に消毒している	はい・いいえ
25	職員室・休憩スペース等への入退室の前後に手洗いまたは手指の消毒をしている	はい・いいえ
26	休憩スペース等において一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を控えるようにしている	はい・いいえ
27	鼻水や唾液などがついたごみ（飲用後の紙コップ、缶、ペットボトル等を含む）は、ビニール袋に入れて密閉している	はい・いいえ
28	ごみを回収する人は、マスク、手袋等を着用することとし、作業後は必ず手洗いや手指消毒をしている	はい・いいえ
29	共用トイレ等、不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行っている	はい・いいえ
30	洋式トイレの蓋を閉めて汚物を流すようにしている	はい・いいえ
31	共用タオルは禁止している	はい・いいえ
Ⅲ 感染が広がった場合における対応について		
32	新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合や感染の恐れがある場合は、速やかに担当者に連絡することを全員に周知し、徹底を求めている	はい・いいえ
33	新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、周知している	はい・いいえ
34	マスクミヤ保健所との窓口となる担当者が決められている	はい・いいえ
管理職用のみ 35	陽性者等の勤務状況や在籍する部署の座席表、園内の見取り図を準備しておくこととよいことを理解している	はい・いいえ
36	新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所からの自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに担当者に連絡することを全員に周知し徹底を求めている	はい・いいえ
37	新型コロナウイルスに感染したことが疑われる体調不良者を園内に留め置く場合は、園内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、職員は適切な感染予防体制（当該者のマスク着用、待合や動線を分ける、一定の距離を保つための配慮をするなど）について検討し、周知している	はい・いいえ
Ⅳ 夏季における熱中症の予防について		
38	喉の渇きを感じなくても、水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている	はい・いいえ
39	屋外で人と十分な距離が確保できる場合で、大声を出す必要がない時にはマスクをはずすよう周知している	はい・いいえ
40	新型コロナウイルス対策のための換気により室内温度が高くなることに留意し、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしている	はい・いいえ

新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト（職員用）

項目	確認	
Ⅰ 園における新型コロナウイルス感染症対策について		
(1) 感染症対策への構え		
1	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組むことの重要性を理解している	はい・いいえ
2	職員会議等において、実現可能な対策を議論し、随時見直しもしている	はい・いいえ
3	市・園としての取組やルールについて全職員で共通理解し、遵守している	はい・いいえ
4	職場以外でも職員が感染予防の行動（マスクの着用や換気、人との間隔をとる等、3つの密を回避する）をとっている	はい・いいえ
5	職員が新型コロナウイルスに陽性であると判明しても、解雇その他の不利益な扱いを受けないこと及び差別的な扱いを禁止することを理解している	はい・いいえ
6	自身のメンタルヘルスに留意するとともに、公立学校共済組合等による相談事業があることを理解している	はい・いいえ
7	感染源が業務に内在していることが明らかな場合は、労災保険給付の対象となることを理解している	はい・いいえ
(2) 基本的な感染症対策		
8	風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」を理解している	はい・いいえ
9	新型コロナウイルスに感染またはその疑いがあるとの報告を受け付ける園内の担当者が誰か分かっている	はい・いいえ
10	新型コロナウイルス感染等に関する情報を取り扱う担当者の取り扱い範囲（どんな情報をどの程度確認するか）とプライバシー保護のルールを理解している	はい・いいえ
11	どうしても共用しなくてはならない物品・機器等（電話・パソコン・デスク等）の使用の際は、使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している	はい・いいえ
12	基礎疾患を有するなどの重症化リスク因子（高齢者・糖尿病・心不全・呼吸器疾患・透析を受けている人・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人）を持つ職員及び妊娠している職員に対しては、本人の申し出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮があることを知っている	はい・いいえ
(3) 必要な情報の収集と周知		
13	国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学会等とのHP等を通じて最新の情報を収集したり、市町担当課や近隣園から必要な情報を得たりしている	はい・いいえ
14	新型コロナウイルス感染症についての相談の目安と、濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる最寄りの「保健所」「帰国者・接触者相談センター」の所在地や電話番号等を確認し周知している	はい・いいえ
15	静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部による警戒レベルの更新について毎週確認している	はい・いいえ
(4) 家庭等との連携		
16	園における感染症対策の方針について保護者に通知し、理解と協力を得られるように努めている	はい・いいえ
17	園における具体的な感染症対策について積極的に保護者に広報し、保護者の不安感を軽減するように努めている	はい・いいえ
18	来園者に対しては検温、マスク着用、手指消毒を行うことや、来園者名簿に入退出時刻の記入をお願いすることについて周知している	はい・いいえ

新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について【参考】

園児及び職員がPCR検査等を実施した場合や濃厚接触者に特定された場合等、今後、園児等に感染するおそれがある場合は、速やかに園に報告するよう、事前に指導しておき、園は関係者の感染に対して速やかに対応できるように体制を整えておく。

II 教職員の感染症対策について		
19	①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす活動を行わないようにしている	はい・いいえ
20	1時間に2回程度、窓を全開している	はい・いいえ
21	対面での会議や研修を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人との間隔をできるだけ（最低1m）空け、可能な限り真正面を避けるようにしている	はい・いいえ
22	同僚や保護者と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている	はい・いいえ
23	どうしても1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている	はい・いいえ
24	職員室・休憩スペース等において共有する物品（テーブル、いす、自販機ボタン等）は、定期的に消毒している	はい・いいえ
25	職員室・休憩スペース等への入退室の前後に手洗いまは手指の消毒をしている	はい・いいえ
26	休憩スペース等において一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を控えるようにしている	はい・いいえ
27	鼻水や唾液などがついたごみ（飲用後の紙コップ、缶、ペットボトル等を含む）は、ビニール袋に入れて密閉している	はい・いいえ
28	ごみを回収する人は、マスク、手袋等を着用することとし、作業後は必ず手洗いや手指消毒をしている	はい・いいえ
29	共用トイレ等、不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行っている	はい・いいえ
30	洋式トイレの蓋を開けて汚物を流すようにしている	はい・いいえ
31	共用タオルは禁止している	はい・いいえ
III 感染が広がった場合における対応について		
32	新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合や感染の恐れがある場合は、速やかに担当者に連絡することを理解している	はい・いいえ
33	新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするか理解している	はい・いいえ
34	マスクミヤ保健所との窓口となる担当者が誰であるか、承知している	はい・いいえ
35	新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所からの自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに担当者に連絡することを理解している	はい・いいえ
36	新型コロナウイルスに感染したことが疑われる体調不良者を園内に留め置く場合は、園内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、適切な感染予防体制（当該者のマスク着用、待合や動線を分ける、一定の距離を保つための配慮をするなど）について検討している	はい・いいえ
IV 夏季における熱中症の予防について		
37	喉の渇きを感じなくても、水分・塩分を摂取するようにしている	はい・いいえ
38	屋外で人と十分な距離が確保できる場合で、大声を出す必要がない時にはマスクをはずしてもよいことを理解している	はい・いいえ
39	新型コロナウイルス対策のための換気により室内温度が高くなることに留意し、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしている	はい・いいえ

対象	対応	開始日	終了日	園の対応
園児本人	出席停止	感染の判明した日(欠席していた場合は、最終登園日の翌日)	治療するまで 専門医等が登園可能と判断するまで	①濃厚接触者が特定されるまでの間、園の全部又は一部の臨時休業を決定する。 ②濃厚接触者が特定された後、保健所の調査や園医の助言等により臨時休業の必要性や期間等について判断をする。 ③感染経路が判明し園外で感染したことが明らかであり、園内で他の園児等に感染を広めているおそれが高い場合は、臨時休業を行う必要性は低い。 ④園児等に濃厚接触者がいないことが明らかになった場合は、必要な消毒等を行い、今後の感染症対策の体制を整えた上で臨時休業を解除し、園の教育活動を再開する。
	病欠休暇	感染の判明した日(欠勤していた場合は、最終出勤日の翌日)	治療するまで 専門医等が出勤可能と判断するまで	
園児及び職員の同居家族	出席停止	濃厚接触者と特定された日(保健所により特定される)	感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間	①園は通常通り、教育活動を継続する。 ②園児等の健康観察を徹底し、少しでも症状がみられる場合は自宅での休養するよう指導する。その場合は、出席停止として扱う。 ③症状がみられる人が増えてきた場合等、園内に感染拡大の恐れがあるとき心配される場合には、保健所や園医等への相談及び助言等により、園の全部又は一部の臨時休業等の対応について検討し、決定する。
	経過観察	濃厚接触者と特定されたいない場合は、健康観察を継続し、健康状態の変化に留意しながら通常の生活を継続する。少しでも症状がみられる場合は、自宅での休養する。(症状がなくなるまで出席停止)	感染者と最後に濃厚接触した日の翌日	
園児本人	出席停止	濃厚接触者と特定された日(保健所により特定される)	感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間	①園児は通常通り、教育活動を継続する。 ②園児等の健康観察を徹底し、少しでも症状がみられる場合は自宅での休養するよう指導する。その場合は、出席停止として扱う。 ③症状がみられる人が増えてきた場合等、園内に感染拡大の恐れがあるとき心配される場合には、保健所や園医等への相談及び助言等により、園の全部又は一部の臨時休業等の対応について検討し、決定する。
	職専免	濃厚接触者と特定された日(保健所により特定される)	感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間	
	出席停止 職専免	家族が濃厚接触者と特定された日	PCR検査の結果が陰性であることが明確になるまで	
新型コロナウイルス感染				

感染症に係る連絡依頼通知の例文

保護者各位

令和2年 月 日

〇〇市立〇〇幼稚園
園長 〇〇 〇〇

新型コロナウイルス感染症に係る連絡について（お願い）

日頃より、本園における教育活動にご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、最近では県内においても新型コロナウイルス感染症の広がりが見られ、近隣市においても陽性者が確認されるとともに、濃厚接触者、PCR検査の受検者が増加傾向にあります。

つきましては、休日や長期休業を含め、下記に該当する事柄がありましたら、速やかに園まで連絡をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 連絡をいただきたい事例

- (1) 園児や同居家族等が新型コロナウイルスに感染した。
- (2) 園児や同居家族等が濃厚接触者に特定された。
- (3) 園児や同居家族等がPCR検査を受検した。
- (4) その他、園児や同居家族等が特に感染を心配するような状況が生じた。

2 連絡先

- (1) 通常保育時 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
- (2) 休日、長期休業中 (各園で対応できるメールアドレスや携帯電話番号など)

3 園児や園職員の感染が確認されたときの園の対応について

- (1) 該当の園児は感染の判明した日から治癒するまで（専門医が登園可能と判断するまで）の期間、出席停止となります。
- (2) 保健所による濃厚接触者の調査や園内の消毒のため、園は臨時休業を行う場合があります。期間は、保健所の判断により、決定します。
- (3) 感染の確認が夕方以降である場合など、急な登園自粛要請をメールにて連絡する場合がありますので、ご承知ください。

4 その他

- ・ ご連絡いただいた内容については、市担当課（〇〇〇課）にも情報提供させていただきますので、ご承知ください。その際、プライバシーの保護には、十分に配慮いたします。
- ・ 感染者が誰であるかを詮索することや完治して園に復帰した際にかからいの対象とするなどの行為のないよう、ご配慮をお願いいたします。園におきましても、人権に対する正しい理解を深め、温かな風土の園づくりに努めてまいります。

保護者通知メール等の例文**臨時休業のお知らせ****① 園児に感染が判明した場合**

本園の園児に新型コロナウイルスの感染が確認されましたので、本園を、明日〇月〇日（〇）から濃厚接触者の特定や消毒等、安全が確認されるまで（1日～3日程度）臨時休業いたします。園再開につきましては、安全が確認でき次第連絡いたします。

また、休業中の生活については、下記のようにしますので、ご家庭において体調管理を十分しながら、対応をお願いいたします。

記

- 1 不要不急の外出をしない。
- 2 外出時には、必ずマスクを着用し、帰宅後は、必ずうがい・手洗いをする。
- 3 お願い
 - (1) 感染した園児やその家族に対する詮索や誹謗中傷をすることがないよう、ご家庭でも注意していただきたくお願いいたします。
 - (2) 毎日、本人だけでなくご家族も検温や健康チェックを行い、PCR検査等を受検した場合及びその結果について、必ず園へ報告するようお願いいたします。

② 職員に感染が判明した場合

<① 園児に感染が判明した場合>の文中の園児を職員に置き換えて、使ってください。

登園再開に向けてのお知らせ

この度の〇月〇日（〇）～〇月〇日（〇）までの臨時休業に際して、ご理解をいただき誠にありがとうございました。園では、この期間に園内施設の消毒を行い、保健所の指導の下、園医と協議を行い、安全に園が再開できることを確認いたしました。

つきましては、〇月〇日（〇）から園を再開することといたします。再開に際しては、下記のように対応いたしますので、ご理解の程お願い申し上げます。

記

- 1 臨時休業と園再開の経緯等について子どもたちの実態に応じて話をし、子どもたちに安心感をもたせる。また、再開後の園生活の注意事項を確認する。
- 2 必要に応じ保護者や園児の教育相談を行い、心のケアに努める。

なお、以下のことについて徹底をお願いします。

- ・ 毎日の検温や健康チェックを確実にし、風邪等の症状がある場合は自宅待機とし、すぐに園に報告する。
- ・ 感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷または詮索、SNS等への書き込みはしない。

園に新型コロナウイルス感染者が出たときの当該園の行動指針

<感染者発生時>

- 1 当該園児保護者からの情報を受ける。
 - ・ 家族の健康状態を確認するとともに、園児の心のケアへの配慮をする。
 - ・ 園長は当該園児に対して出席停止の措置をとる。
- 2 幼児教育主管課及び園医へ感染者発生を報告をする。
- 3 感染の疑いのある職員は自宅待機とする。
- 4 保健所と連絡を取り、濃厚接触者の調査や消毒について確認する。
- 5 保健所の調査や幼児教育主管課の指示のもと、濃厚接触者が特定されるまで臨時休業措置をとる。
- 6 P T A 会長へ、感染者発生と臨時休業等について連絡を取る。
- 7 幼児教育主管課の指導のもと、臨時休業等の措置についての保護者への通知文を作成し、配布（配信）し保護者に連絡する。
 - ・ 在園中に判明し早期降園対応をとる場合はその旨も伝え、園児の安全な降園について十分な対策を講じる。また、当該園児に対して人権に十分配慮した行動をとることの重要性について、子供の発達に応じた指導をする。
- 8 給食中止について関係機関に連絡をする。
- 9 職員会議を開き、対応について共通理解を図る。
 - ・ 園内の消毒
 - ・ 問い合わせがあった場合の窓口の一本化
 - ・ 家庭への連絡
 - ・ 園児の心のケア、人権への配慮
 - ・ 職員の体調管理 等

<休業中>

- 1 保健所の濃厚接触者の特定調査に協力する。
- 2 臨時休業・一部休業・通常登園等について幼児教育主管課からの指示のもと措置する。
- 3 幼児教育主管課の指導のもと臨時休業等の措置についての保護者への通知文を作成し、メール等を通じて保護者に連絡する。
- 4 園内の消毒が必要な場合は、保健所の指導で消毒を行う。その際、業者委託等を含めて幼児教育主管課と協議する。
- 5 園児へ電話連絡をし、心のケア等に努める。
- 6 P T A 会長と連絡を取る。（再開の見込み等）
- 7 園再開に向けた保護者への通知文を作成しメール等で伝える。
- 8 給食再開の準備

<園再開後>

- 1 臨時休業と園再開の経緯を説明する。
- 2 感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷・詮索は行わないなど、人権教育を徹底する。
- 3 保健所や園医の助言のもと、感染当該園児の出席停止期間を決定し幼児教育主管課に連絡する。
- 4 保護者から出席停止解除願を受理し、感染当該園児の登園を許可する。
- 5 園児の様子を丁寧に観察したり保護者からの情報を精査したりし、必要に応じ教育相談を行いながら心のケアに努める。
- 6 園再開後の生活や人権への配慮等を、園だより等で保護者に伝える。
- 7 臨時休業に係る給食費についての文書を発送する。

園児又は職員の感染が判明した場合の関係機関との連携図

